

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針の概要

I 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義

我が国の領海等の保全を図る上で、
有人国境離島地域の保全と地域社会の維持が極めて重要

◆**有人国境離島地域**は、日本国民が居住していることにより、漁業、海洋における各種調査、領海警備、低潮線保全区域の監視等の領海等の保全等に関する活動の拠点として重要な機能を有している。

◆本土から遠隔の地に位置し、かつ人口が著しく減少している**特定有人国境離島地域**は、将来無人化のおそれがあり、一度無人化すると、活動の拠点としての機能を維持することは著しく困難となる。

II 有人国境離島地域の保全

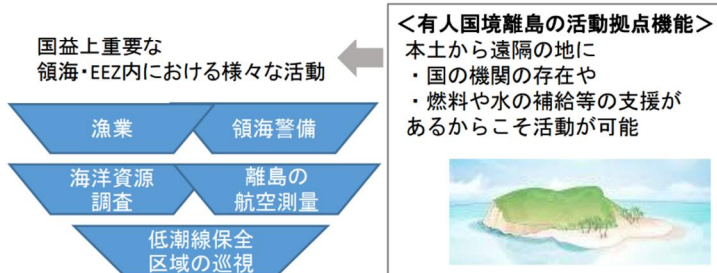
有人国境離島地域の特定(別表)

※特定有人国境離島地域は法(別表)において特定



保全の方向

○有人国境離島地域が有する**活動拠点としての機能を継続的に維持すること**を基本目標とし、国は、地方公共団体とも連携し、保全に関する施策に必要な措置を講ずるよう努める。



保全に関する施策の基本的な事項

① 国の行政機関の施設の設置

- ・戦略的海上保安体制構築、自衛隊部隊の増強等
- ・国の研究開発、自然環境保全等の機関の存在、その職員の居住は地域社会の維持に寄与

自衛隊与那国駐屯地(H28年3月開設)
→島民交流等を通じ地域社会にも寄与



水産庁 西海区水産研究所
→地元の漁獲量の増大に寄与



② 国による土地の買取り等

- ・国の行政機関の施設の設置等に必要な土地の買取り等
- ・土地所有の状況把握

③ 港湾等の整備

- ・活動拠点としての機能を維持する上で重要な港湾、漁港、空港及び道路の整備

④ 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止

- ・戦略的海上保安体制構築

規制能力強化型巡視船(PS型)



- ・自衛隊の装備品の能力向上等
- ・漁業者と協力し外国漁船の違法操業への監視等

⑤ 広域の見地からの連携

- ・災害等を想定し、本土も含めた関係機関が連携した訓練の実施